山口県種苗に関する条例(仮称)の概要について

令和4年11月15日 山口県農林水産部農業振興課

1 条例制定の背景

・主要農作物種子法の廃止(平成30年4月)後、県では米、麦、大豆の 優良種子の生産や安定供給に係る手続きや処理基準を要綱・要領に定め 着実に実行

〈情勢変化〉

- ・ウクライナ情勢等から食料需給リスクが顕在化し、食料供給不安が増大
- ・県オリジナル品種(野菜、果樹、花き等)の増加により、種苗の安定確保・供給や知的財産の保護に対する関心が増加
- ・種苗の安定的な確保・供給や知的財産権の保護について、県民の理解促 進が必要

2 条例の概要(案)

〇目的

優良な種苗の安定供給を図るため、県の責務等必要な事項を定めることにより、本県農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

〇基本理念

- ・優良種苗の安定供給 県の責務として優良種苗の生産及び安定供給
- ・知的財産権の保護 県が開発した品種の知的財産権に係る適切な管理及び活用
- ・県民の理解促進 優良な種苗の安定供給及び知的財産権保護の重要性に対する県民の 理解促進

〇条例の構成等

・別紙のとおり

3 条例の検討状況及び今後のスケジュール(案)

令和4年10月 第1回条例制定検討会(条例検討に向けた課題等整理)

11月 第2回条例制定検討会(条例素案の検討)

12月 パブリックコメントの実施

令和5年 1月 第3回条例制定検討会(条例案の検討)

2月 2月議会定例会に条例案を提出

4月 条例施行

山口県種苗に関する条例(仮称)の構成等について(案)

1 キーワード(第1回条例制定検討会の意見等から) 「県民の誇り」、「共有財産」、「オリジナル」、「山口県らしさ」、「安定供給」

2 基本理念

〇 優良種苗の安定供給

県の責務として優良種苗の生産及び安定供給

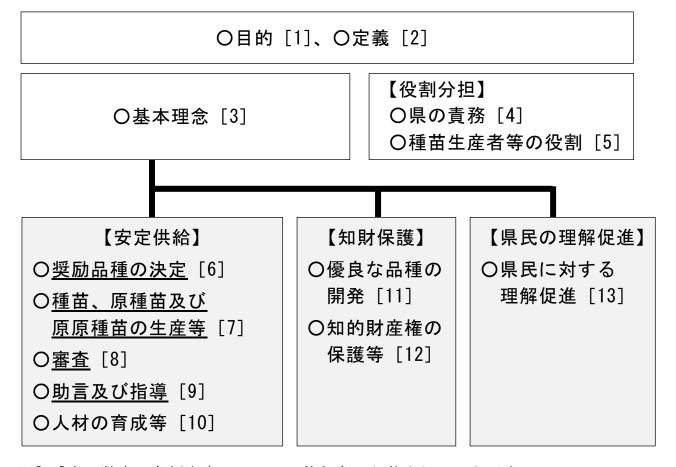
〇 知的財産権の保護

県が開発した品種の知的財産権に係る適切な管理及び活用

〇 県民の理解促進

優良な種苗の安定供給及び知的財産権保護の重要性に対する県民の理 解促進

3 条例の構成



- ※[]内の数字は条例素案において、第何条に記載されるかを示す。
- ※下線の項目は、旧種子法において定められていた内容